――北宋多后配祔の背景―― 唐代後半期の太廟における 「一帝一后」

猪俣 貴幸

はじめに

お ようになったのである。 なわち、 帝 自身の生母竇氏をすりかえる巧妙なトリックを弄したのである。 に基づく禮の原則には、 いて、 の諡 皇帝 極めて巨視的に宗廟祭祀の沿革を俯瞰した時、 「大唐元陵儀注」の中にも、 號を記 の祖先祭祀の場である宗廟では、「天子七廟」に依據して、それぞれの廟室に祖宗を祭っていた。 睿宗の廟室へ二人の皇后を配祔した例がある。第一章に詳述するが、玄宗はこの時、 上述の した神主が安置され、その傍らには「一帝一后」の原則のもと、 「一帝一后」が保てなくなり、 では、それ以前に多后配祔が全くなかったかといえば、 運用上の例外がつきものであり、制度もまた歴代少しずつ變化してきた。 睿宗室に二后の神主が存在することが明記されている。 廟室に多くの皇后の神主が並び置かれる「多后配祔」 北宋における多后配祔をその劃期と位置づけることができる。 ともあれ、 廟室に二后が 皇后の神主が配される。 たった一つだけ、 これを南宋の王應麟が、 配祔されたのは事實らし 睿宗の嫡妻劉氏と、 唐代開元年間に が常態化する ただ、 廟室には皇 す

唐、 配帝皆 唯睿宗二后。 昭成明皇之母、 開元四年升祔。 此失禮之始也

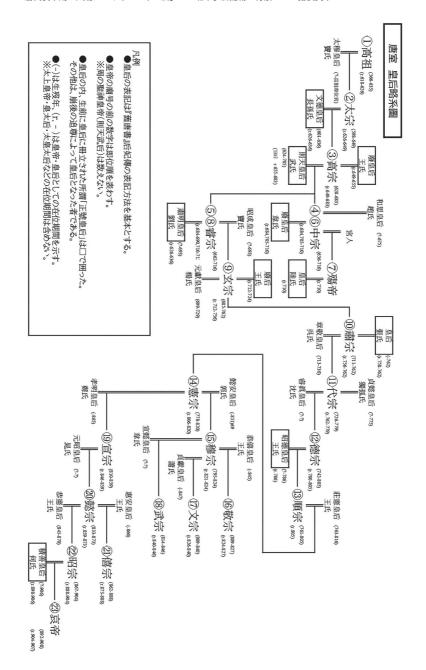
唐 帝に配するに皆な一后、唯だ睿宗のみ二后。 昭成は明皇の母なれば、 開元四(七一六)年升祔す。 此れ禮を失するの始め

ŋ "困學紀聞 "

どのような歴史的展開があったのか、それを跡づけることで多后配祔發生の背景を明らかにし、 として制度に大きな改變をもたらすが、秦漢以來の傳統をもつ宗廟祭祀の禮制がここで突發的に變更されるのを 舊稿および先行研究ではその點についての十分な分析がなされていなかった® と評していることから、 なかったということになる。そうであるならば、北宋の多后配祔は突如として起こったことになる。 北宋を俟たずに多后配祔が常態化してもおかしくはなく、なぜ唐代後半期に「一帝一后」が保持されたのだろうか。 ありながら、 として指摘した。しかし玄宗以降、 唐代後半期において「一帝一后」が保たれるということは、すなわち玄宗による二后配祔は前例として援用され の禮官が是認するとも考えにくい。そこで、本稿では玄宗朝の二后配祔から北宋の多后配祔常態化に至るまで 廟室では「一帝一后」が保たれた。もし、玄宗の二后配祔が故事として唐人に認識されていたなら 筆者は舊稿において玄宗による二后配祔を一帝に一后を配するという原則が崩壞する端緒 唐末にいたる諸帝は、 度重なる兄弟繼承によって、皇帝生母がひしめく情況に 舊稿および先行研

究の不備を補っておきたい

四



認し、 中心に檢討してゆくこととする。その上で、「一帝一后」が唐代後半期においてどのように認識されていたの それぞれ、胞を異にする皇子が次々と卽位したために、「生母」に該當する人物が同時に複數存在する事態となって この系圖からもわかるとおり、玄宗以降に多后配祔の可能性があるのは、 ただ、懿宗の廟室については史料に乏しく詳細がつかめないため、本稿では穆宗室と憲宗室における議 玄宗の二后配祔の本質を探りながら、 唐代の皇后祔廟の特徴をあぶり出し、 (4) 憲宗、 それがいかにして北宋の多后配 15穆宗、 ⑩懿宗の三室である。 か を確

空前の二后配耐をおこなった玄宗開 元年間 の情況から確認しておこう。 祔につながっていくのかを示してみたい。

第一章 開元年間の二后配祔

第一節 睿宗の二后――肅明皇后劉氏と昭成皇后竇氏――

傑に阻まれた人生をおくった。そんな彼には史料上二人の皇后が存在する。 のあいだに生まれた睿宗は、 その半生を母の武后に、 最晩年を妹の太平公主に掣肘されるという、 一人目は肅明皇后劉氏、 もう一人は昭

成皇后竇氏である

二人の命運が分かれたのは、六八四年に睿宗が卽位した時であった。劉氏は皇后に、竇氏は德妃 時は儀鳳年間 名前が分かっているだけでそれぞれ三人ずつの子女をもうけ、 (六七六-六七九)、劉氏・竇氏はいずれも當時相王に封ぜられていた睿宗の王府に孺人 ほとんど同等の待遇を得ている。 (內官正一品) に立 とし

【表 1】	肅明皇后劉氏(嫡妻)	昭成皇后竇氏(帝母)		
入宮	儀鳳中、相王孺人	儀鳳中、相王孺人		
子女	寧王憲・壽昌公主・代國公主	玄宗・金仙公主・玉真公主		
睿宗卽位 (684年)	皇后	德妃		
睿宗降格	皇嗣妃	?		
693 年正月癸巳	戸婢團兒の誣告により、則天武后に殺害される。			
睿宗復辟(710年)	追諡肅明皇后	追諡昭成皇后		
陵墓	東都城南、惠陵	東都城南、靖陵		
先天元 (712) 年	儀坤廟へ	儀坤廟へ		
睿宗崩御	祔葬橋陵、儀坤廟へ	祔葬橋陵、太廟へ		
開元 21 (733) 年	袝太廟睿宗室	そのまま太廟睿宗室		

づけられた。 てられたのである。 つまり、ここで劉氏が嫡妻、 竇氏が側室ということが決定

皇嗣妃となっている。 睿宗はあっけなく武氏の姓を賜わって皇嗣に格下げされ、劉氏もそれに伴って 名ばかりの皇帝であった。じっさい、武后が周の聖神皇帝として卽位すると、 當時は則天武后が皇太后として實權を握っており、睿宗はそれに翻弄される

うほかなかった。これで勢いづいた團兒は、皇嗣の殺害も企てるが、それが武 われた睿宗であったが、太后怖さに敢えてそれを言うこともできず、平靜を裝 て、その亡骸は宮中のいずこかに葬りさられた。自らの愛妻・愛妾を一氣に奪 日)、兩妃は嘉豫殿にて武太后に謁見し、 て、「厭呪をおこなった」との濡れ衣を着せられる。 六九三年正月、 劉氏と竇氏は、 武太后の寵信あつい韋團兒なる戸婢によっ 退朝の後、亡きものにされた。 それを受けて、癸巳(2

そし

太后の耳に入ると、たちどころに消されてしまったという。

29

を皇太子に立てた

第二節 昭成皇后の配祔

たのは唐隆元 末期 0 神龍政變、 (± – 0) 年六月甲辰 それにつづく章后の時代に睿宗の皇子李隆基 (24日) のことである。 即位した睿宗は、丁巳(27日)に復辟に功のあった李隆基 (後の玄宗) が終止符を打ち、睿宗 の復辟 叶

れたのは偶然ではあるまい 「儀坤廟」を建立して二人の神主を祀ることとなった。つまり、この時點において、『愛えらま』 形式がとられた。 なったのである。 いずれも武后朝に宮中のいずこかに葬りさられ、その亡骸を探し當てることができず、東都の城南に招魂して葬る に紹介した皇后劉氏を肅明皇后として墓所を惠陵とし、德妃竇氏を昭成皇后として墓所を靖陵とした。 話を皇后に戾そう。 **竇氏の皇后追尊の背景には玄宗の立太子があり、** この時、 睿宗は景雲二(七二二)年正月乙丑(19日)には、自らの嫡妻たちに皇后位を追尊してい 夫君睿宗は存命であったため、 先天元 (七一二) 年十月壬寅 太子監國から即位 兩皇后の待遇は \sim の流 (6 日)、 n の中で儀坤 京師短 再び 親仁里 前述 横 廟 0 亡に別廟 並 . る。 が 通り、 びと 作ら 先

つは廟室が七つとも埋まっていること、もう一つは睿宗の廟室に肅明・昭成いずれを配祔するかという問題であっ そして、 睿宗を太廟に入れることが決められた。後者も、 者は太常博士 開元四 (七一六) 年六月癸亥 の陳貞節・蘇獻らによる奏議によって、 19 日 、 太上皇帝たる睿宗が崩御すると、 陳貞節らの奏議が遺っている。 「中宗廟」 を太廟 の西に設けて、 太廟には二つの問題が 太廟から中宗 浮上した。 0 神主を

宗廟父昭子穆、 皆有配座、 毎室 帝 后 禮之正儀。 自夏殷而來、 無易茲典。 伏惟。昭成皇后 有太姒之

姜嫄是也。 乃築宮於外、 已配食於睿宗 姜嫄是帝嚳之妃、 歲時就廟享祭而已』。 魟 肅 明 皇后、 后稷之母、 無啓母之尊、 **今** 特爲立廟、 肅明皇后無祔配之位 自應別立 名日閟宫。 廟。 又禮論云、 謹按周禮云 請同 姜嫄 晉伏系之議云、 『奏夷則、 ・宣后 別廟 歌小呂、 『晉簡文鄭宣后旣不配 而 處 以享先 旭 一時享

儀

禮として、 姜嫄は是れ帝嚳の妃にして、后稷の母なれば、特に爲めに廟を立て、名づけて閟宮と曰ふ。 に別に一廟を立つべし。謹んで按ずるに『周 ふらくは姜嫄・宣后と同じく、 の簡文鄭宣后は既に配食せず、 伏して惟んみるに②昭成皇后は、 宗廟にては父は昭、 廟を別かちて處き 子は穆、 乃ち宮を外に築き、 『皆な配座有り、 太姒の德有り、 禮」 に「夷則を奏で、小呂を歌ひ、 四時の享祭は舊儀の如くせんことを 歳時は廟に就きて享祭するのみ』と。 室ごとに 已に睿宗に配食す。 帝 后なるは 則ち肅明皇后は、 以て先妣を享る」と云ふ者は、 禮の正儀なり。 又た禮論に云ふ、晉伏系の議に云ふ ^③ 今、 肅明皇后は祔配の位無し。 啓母の尊無ければ (『舊唐書』 夏殷より 前 卷二五 來 姜嫄是れなり 茲の典を易 自から 禮儀志

この奏議のポイントは傍線で示した三箇所にある。

(1)

宗廟 の各廟室にお いては、 帝につき一后をあわせまつるの が 禮 0) 正常 儀 である。

(2) 昭成皇后には太姒の德があるため、 こに祭るべきである。 睿宗に配耐された。 肅明皇后には啓母の尊が無いため、 別廟を設けてそ

太后廟も、 (3) 見すると、 周の姜嫄と晉の簡文宣太后が別廟に祭られた前例に照らして、 理に適ってい 別廟で四時などの祭祀を行なうべきである。 解 しかし、 が見られる。 陳貞節の奏議は、 姜嫄 の関密 本來嫡妻 1の宣

らに太姒 であった肅 (周文王の妃で武王の母)や啓母 明皇后を別廟に留め、 玄宗の生母たる昭成皇后を睿宗に配祔するためにこの故事を用 (夏禹の妃で啓の母) など、「母儀 (母の模範)」を強調するのも、 61 ている。 ことさ

おける生母竇氏の優位を宣揚して、 かった意圖とは何であろうか。そこには玄宗の非嫡長というコンプレックスがあると筆者は考える. 睿宗の室には、 玄宗の生母寶氏が配祔されることとなった。玄宗が故事を曲げてまで、 嫡妻劉氏を別廟に出す理由づけに用いるためのものであった。 生母を祀りた

場面 宗室への配祔を推し進め、 定した。このやりとりからも、玄宗自らが謙讓も込めて「嫡長」ではないことにコンプレックスを感じていたこと がわかる。 るによって儲貳に相應しいことを再三主張した。 有功に歸す。」といい、これを失すれば天下の失望を招くとして辭讓し、平王はこれを泣いて固辭し、 思い返せば睿宗復辟の時、「嫡長」の宋王李成器と「有功」の平王李隆基とで太子位を謙譲しあう、 ところが、こうしたエゴイズムが天の怒りに触れたのか、 が 展開された。 皇帝としての正統性に關わる 宋王は それを陳貞節らが希旨したと考えれば、 「儲副なる者は、天下の公器なり。 「非嫡長」コンプレックスを解消するために、 結局、 睿宗は、 唐室の太廟・ 時平らかなれば則ち嫡長を先とし、 宋王に懇ろな褒美を與えた上で、平王立太子を決 一連の動きを理解しやすくなるだろう。 陵寢にはこののち災難がつづいた。 生母への皇后追尊および睿 或 翼なれ 兄が嫡長であ いとも莊重な 則ち

第三節 粛明皇后の併樹

中宗が・ 開 | 元四 :太廟 (七一六) 西 0 剜 廟 年十月庚午 に徙され た 28 日 、 十二月に入り、玄宗が新豐驪山 睿宗が橋陵に埋葬された。 十一月丁亥 の温泉への行幸をしていた矢先、 (15 日 には、先の廟 己卯 議にしたがって、 (7日) には

中宗の定陵の寢殿に火災が發生する。

成し、 取り以て太廟を立てんや。 だりには、 を修築して、 の衝撃をもって受けとめ、 議論されていることからも、 けんことを」と言上したが、 の不作による食糧不足によるもので、 ろから使われてきたもので、歳月の重みで腐食して壊れたのであるから、 や温泉 戊寅 の行幸をおこなった玄宗の非をならし、 開 右散騎常侍の褚無量も疑義を呈し、「隋の文帝は富もて天下を有したるに、 (12日) に神主が新たな太廟に納められた。これに前後してなお、 完 五 予定通り行幸しましょうと進言し、玄宗も大喜びで姚崇の言を納れた。 (七一七) 年正月癸卯 此れ特に諛臣の言なるのみ。 素服して正殿を避け、 玄宗は耳たぶにもかけなかった。 兄弟繼承をめぐる議論が 各方面はその準備をすでに整えてい (2 日) に太廟 自制 宰臣にこれを諮った。宰相の宋璟 0 を求 未だ熟さないまま、 四室が 願はくは陛下克く天戒に謹しみ、 かめた。 崩壞するという大事件が起こる。 ともあれ、 姚崇は、 太廟 · る 太廟 何ら怪異はない。 連 中宗・睿宗のどちらを太廟に祭るか そして、 の修築は開 の騒 の建材は 動が起こっていたこともみえて ただ、この苻堅うんぬんのく 蘇 遷都の日 類は、 神主を太極殿 Ŧī. 完 五 忠諫を訥 胡十六國 今般の行幸は長安周 睿宗(これを玄宗 七一 豊に れ 時 ti 0 苻 服 代 に遷し、 年十 諂 氏 0 喪中に洛陽 一符堅 0 は 諛を遠ざ -月に完 舊材 太廟 なり 0

は、 |變更は倉卒のうちに行なわれたらしい。 さて、 儀坤 前 -廟に祭られてい 述 の 年に上呈された ように、 睿宗室には玄宗の生母竇氏が祭られることになった。 た劉氏も睿宗室に配祔されている。 『大唐開元禮』 にも 「肅明皇后廟」 ただ、この時の奏議などは遺っておらず、 の祭祀が規定されていることなどを考えると、 ところが、 開 元二十一 (七三三) 直前 の開 年

第二章 唐代後半期における多后配祔の可能性

少しく時代が下り、 唐室の皇位繼承に兄弟繼承が見られるのは穆宗以降の三代である。

るシーンである。 と勿くとも、何ぞ國家の不安を患わん。古より豈に女子の天下の主と爲ること有りて能く唐虞の理を致さんや」と 刻、穆宗は崩御した。 武后の前例に鑑みて太后の臨朝を否定し、宰臣の輔政を得れば宦官の預政も必要ないとしたのである。この日の夕 こと、武氏の比に非ざるなり。太子少きと雖も、但し賢なる宰相を得て之を輔けしむれば、卿が輩、 穆宗の母)へ臨朝稱制を請願した。これに太后は「昔、武后稱制し、幾ど社稷を危うくす。我が家は世べ忠義を守る 穆宗が大漸に至った長慶四(八二四)年正月、太子監國が命ぜられたその日に、宦官たちは郭皇太后 皇太后や外戚が預政する時代の終焉を告げる發言として、『通鑑』でもドラマチックに描 朝政に預るこ

穆宗を父にもつ異母兄弟であった。この情況は、「一帝一后」を搖るがす事態である 崩御後に卽位した⑯敬宗 宗朝まで皇后が立てられることはなかった。すなわち、生前に皇后の册立を受けた「正號皇后」が不在だったので 唐代では、肅宗張皇后が宦官李輔國との政爭に敗れて以降、 その結果、 太廟の配座は、 (母:恭僖皇太后王氏)、⑰文宗 (母:貞獻皇太后蕭氏)、⑱武宗 次代皇帝の生母がおさまることで「一帝一后」が保たれてきた。ところが 徳宗の皇后と順宗の太上皇后を例外として、
 (母:宣懿皇太后韋氏) はいずれも 唐 末昭

第一節 穆宗廟室への配祔

武宗による生母韋氏配祔の制書

即位 太后韋氏を太廟の穆宗の室に配祔する以下のような制が出された。 0 つか の直後、 めない 穆宗の配座は三太后のうちの誰が得たのか。 生母韋氏を皇太后に追尊し、二月には宣懿と諡した。そして、 彼女であるが、 武宗卽位までに亡くなっていたことは判明してい 結論を先に言えば宣懿皇太后韋氏(武宗の母)であった。 翌會昌元 (八四二) 年六月中旬、 v -る。 開成五 (八四〇) 年正月、 宣懿皇 武宗は 生平

承之」。 思廣詒謀、 表沙麓之祥 睿聖文惠孝皇帝厭代已久、 朕近因載誕之日、 朕祗奉慈旨、 庶弘博愛。 實茂河洲之範。 載深感咽、 爰遵舊典、 展承顏之慶。 星霜屢遷。 先朝恩禮之重 宣示中外、 以慰孝思。 太皇太后謂朕曰、 禰宮曠合食之禮、 咸使聞知。 中壺莫偕 當以宣懿皇太后祔太廟穆宗睿聖文惠孝皇帝之室。 主者施行 況誕我嗣君 「天子之孝、莫大於丕承、 惟帝深濡露之感。 行 纘承昌運、 宣懿皇太后長慶之際 已協華於先帝 人倫之義、 莫重 率是彝訓 方延祚於後昆 **並於嗣續** 德冠後宮 其敬

をや。 門下。 感を深くするのみ。 嗣續より重きは莫し。 中壺に偕ふもの莫し。 治謀を 廣むるを思ひ、 近ごろ載誕の日に因り、 宣懿皇太后は長慶の際、 穆宗睿聖文惠孝皇帝は厭代して已に久しく、星霜屢遷す。 博愛を弘むるを庶ふ。 況や我が嗣君を誕み、 承顔の慶を展ぶ。太皇太后、 徳は後宮に

冠たりて、 爰に舊典に遵ひ、 纘承して運を昌んにし、 朕に謂ひて曰く、「天子の孝、丕承より大なるは莫く、 夙に沙麓の祥を表し、 以て孝思を慰めん。 已に華を先帝に協し 禰宮に合食の禮を曠しくし、 當に宣懿皇太后を以て太廟の穆宗睿 實に河洲の範を茂らす。 方に祚を後昆に延べんとする 惟だ帝濡露 先朝恩禮の 人倫

文惠孝皇帝の室に祔すべし。 是の彝訓に率り、 其れ敬んで之を承けよ」と。朕祗んで慈旨を奉じ、載ち感咽を深くす。 中外に官

示し、咸な聞知せしめ、「主者施行せよ」

李德裕奉勅撰 「宣懿皇太后祔廟制」 (『會昌一品集』 卷三、『唐會要』卷十六、 廟議下)

繼承をたすけ、すでに華を先帝(穆宗)に協し、祚を後昆につなげたお方が穆宗の室にふさわしくないはずがない」 の美徳を『左傳』や 冠にあり、 時 聖母 の宰相李德裕の (皇帝の母) **先朝において恩禮の重さは、中壺(後宮)に比肩しうるものがないほどだという。** の優位を宣揚している。 『會昌一品集』に見えるこの制書によると、 『詩經』の典故を用いて頌えている。さらに、「ましてや、われらの嗣君 宣懿皇太后は長慶年間において、 冒頭では、 (武宗)を生み、 婦徳は後宮でも 后妃として

奉慈旨」とあるように太皇太后 ここで氣になるのは、「門下」にはじまり、「主者施行」で終わる制書式で書かれていながら、 (郭氏。穆宗の母) の慈旨を武宗が奉じる形式がとられていることである。 この耐廟 は 「朕祗

宣懿皇太后祔廟にいたる朝廷の議論

議論の過程もまた、 皇帝の「制」において、言い譯がましく「太皇太后の慈旨」が強調される理由とはいったい何であろうか。 『會昌 品集』に遺されている。 その

月から、 「宣懿皇太后祔陵廟狀」と題された三本の奏狀は、武宗の生母韋氏に宣懿皇太后が諡された開成五 前 述 0 祔廟制が出される翌 (八四二) 年六月までに上奏されたものである。 以下、 内容を整理しながら議論 (八四〇) 年二

の經過を追ってみよう。

A 奉宣、 「宣懿皇太后祔光陵同玄宮、 及不移福陵只祔廟、 何者爲便、 商量奏來」者。

未遠。 B 右、 須啓二陵。或慮聖靈不安、未合先旨。②又以陰陽避忌、 臣等伏以、①園寢已安、 ③合食清廟、 於禮無違、足以申陛下大孝之心、表先后昭配之德。 神道貴靜。 光陵因山久固、 亦有所疑、 僅二十年、 不移福陵、 福陵近又修崇、足彰嚴奉。今若再因合祔 既遵舊典、 實合禮意。 尤愜衆情。 伏以照臨在天 臣等商量 光靈 祔太

囚宣を奉じたるに、「宣懿皇太后は光陵に祔して玄宮を同にしたる及び福陵より移さず只だ廟に祔すのみ、 何者か便たる、 商量

廟不移福陵、

實爲允便。

臣等不任感切之至

围右、臣等伏して以へらく、

して奏し來たれ」なる者あり。

1 ば 園寢已に安んじ、神道は靜かなるを貴ぶ。 を慮る或り。 嚴奉を彰かにするに足る。今、若し再び因りて合祔せば、須く二陵を啓くべし。 光陵の因山は久しく固めんとするも、 僅かに二十年のみ。 聖靈の安んぜず、未だ先旨に合せざる 福陵近く又た修崇すれ

2 又た陰陽を以て避忌するも、 光靈未だ遠からず。 亦た疑ふところ有り、 福陵より移さざるは、 實に禮意に合す。 伏して以へらく照臨して天に在

3 衆情 清廟に合食するは、禮に於て違ふ無く、以て陛下大孝の心を申かにし、先后昭配の徳を表すに足る。 に恢 既に舊典に遵ひ、尤け

臣等商量するに、 太廟に祔して福陵を移さざるは、 實に允便たり。 臣等、 感切の至に任 へず。

李德裕「宣懿皇太后祔陵廟狀(第一狀)」(『會昌一品集』卷十)

三點にまとめることができる。

される。 の玄室に合葬するのと、 この奏狀はA・B二つの部分に分けられる。 これを受けて、 中書門下で議論し、答申として出されたのがこの第一狀であった。 福陵 (宣懿皇太后陵)から移さずに太廟に祔すのと、いずれが允便か」との下問内容が引用 Aは武宗から宰相に下された「宣」で、「宣懿皇太后は光陵 Bのポイントは以下の

1 陵園陵寢はすでに安んぜられ、 憂慮いたします。 うとすると、この二陵を開かなければなりません。それでは、 わずかに二十年ばかりである。 福陵を近日中に修崇すれば、 神道は靜謐を貴ぶもの。 穆宗光陵の因山 嚴奉を彰かにするに足るでしょう。今、合葬しよ 聖靈が安まらず、先帝の旨に合わないのではと (山體名) は久しく固めるべきところ、

3 2 清廟に合食することは、 陰陽を以て避忌するというのも、 徳を表すに足ります。 禮において違うこと無く、これにより皇帝陛下の大孝の心をあきらかにし、 また疑がわしい。 福陵より移さないことは、 まことに禮意に合します。

この三點から、結果として、宣懿皇太后の陵墓はそのままで、 この上奏を受けた武宗は、さらに下問を續ける。 太廟の穆宗の室に配祔することが上奏されたので

奉宣、「宣懿皇太后祔廟事、令更審商量奏來」。

詳。 臣等伏以、陛下孝極因心、 並 請依前狀 只耐太廟、 不奉陵寢、 感深追遠、 實爲合禮。 敬愼禮典、 謹再奏狀以聞 發於至誠。 臣等仰奉聖情、 謹 旁詢物議、

更に審らかに商量せしめて奏し來たれ」と。

宣を奉じたるに、「宣懿皇太后祔廟の事、

聖情を奉じ、旁く物議に詢り、 右 0 みにして 臣等伏して以へらく、陛下の孝は因心を極め、 陵寢に奉ぜざるは 旬を經て思慮したれば、 實に禮に合すと爲す。 感は追遠を深くし、敬しく禮典に慎むは、 敢て精詳ならざらんや。 謹んで再び狀を奏して以聞す。 並びに請ふらくは前狀に因り 謹しんで奏す 至誠より發するなり。 臣等仰ぎて

李德裕「宣懿皇太后祔陵廟狀(第二狀)」(『會昌一品集』卷十)

狀 十日を經て思慮しましたので、どうして精詳なる答申を捧げられないことがありましょうか」として、 8 て上聞に達することを述べている。 更に審らかに商量して上奏せよという武宗に、李德裕らは、 の通り、 太廟に耐して陵寢はそのままにすることが禮に合することを報告し、具體的な方策は再び狀をしたた その具體的方策こそ、以下の「第三狀」である。 「臣等 は聖情を仰いで、 あまねく衆人の議 「前狀 論 に 詢は (第 ŋ

所奏、 物論。 法。 感先帝久曠配食之禮、 『漢書』云、「古人據正守順、不敢私其君。 宣懿皇太后祔廟事。 若捨此商量 必合群情。 所以前者附欽義承慶口奏、 臣等不勝懇切之至 便須出於聖意降勅。 右、 便及先太后母德慈仁、合配先聖」。陛下秪承聖旨、 臣等訪求典禮、 假以太皇太后之意、卽於禮至順、 情禮至重、 敢不詳慎。 如此之難也」。臣等若輕爲獻議、不守禮經、 實難措詞。 伏以、 太廟合食、 伏望陛下察臣等愛君之心、 人無異詞。 非臣子所議、 韶臣下行之、 制中云、 荷不由 非惟上負聖德、 「近因慶誕、 於禮無違、 納臣等秉禮之志、 禮、 必爲後代所 可爲後代之 太皇太后 固 「亦自貽

宣懿皇太后祔廟の 苟も禮に由らずんば 事 右 必ず後代の譏るところと爲る。 臣等典禮を訪求したれば、 敢 て詳慎せざらんや。 『漢書』に云ふ、 一古人正に據り順を守り 伏して以へらく太廟合食は 敢て其の君を私にせず。 臣子の議るところに 非

し 若し此の商量を捨つれば、便ち須く聖意より出だして勅を降すべし。 に及び、合に先聖に配すべし」と。陛下秪んで聖旨を承け、臣下に詔して之を行はば、禮に於て違ふ無く、後代の法と爲るべし を貽すなり。 の如きの難なり」と。臣等若し輕しく獻議を爲し、 制中に云ふ、 所以に前者に欽義の承慶の口奏に附し、 「近ごろ慶誕に因り、 太皇太后追感すらく先帝の久しく配食の禮を曠しくするを、 禮經を守らずんば 假するに太皇太后の意を以てせば 情禮至だ重く、實に詞を措き難し。 惟だに上の聖徳に負ふのみに非ず、 即ち禮に於て至順にして、 便ち先太后の母德慈仁なる 伏して望むらくは陛下 固より亦た自ら物論 人に異詞無

臣等が愛君の心を察し、臣等が秉禮の志を納れ、特に奏するところに允り、必ず群情に合さんことを。

臣等、懇切の至に勝へず

はこの上なく、まことに衆意を納得させうる文詞を措定するのは難儀であります」と付け足してい 聲」を拜借する方策を示し、「もしこの提案を棄却された場合、陛下より勅を降さねばなりませんが、 摘する。これは、 る形式をとれば、 はしなかったことをも示している。 づいて皇帝が裁可を加えた結果、 らないこととなれば、陛下の聖徳を負うばかりか、おのずから物論を貽すことになります」と臣下の議論だけに基 をすれば、 中書門下の答申はこうである。まず、「太廟の合食は、臣下が議論すべきことではなく、もし禮に基づかないこと (承顏之慶)」の口奏に附して、宣懿太后の祔廟のことを申し上げ、太皇太后の慈旨の名を假りて、これを陛下が承 必ずや後代の人に譏られることとなりましょう」とした上で、「臣等がもし輕々しく獻議して、 禮 當時の宰臣・禮官が、生前に嫡妻ではなかった宣懿皇太后の配祔が、禮制上まったく問題なしと においては至順であり、人に異論はありますまい」という、 萬が一にも禮に悖ることにでもなれば、 その對應策として「さきに內樞密使の楊欽義が太皇太后の尊顔を拜する際 のちに禍根を遺すこととなる可能性を指 太皇太后の權威、 4) 情と禮の重さ わ ば 禮經を守 鶴 0

つまり、先に見た奉勅撰

「宣懿皇太后祔廟制」

の方式は李德裕らの獻策に基づくものであった。それは、

生母を

配 袻 せんとする武宗のエゴを押 ï 通 į 衆情を納得させうる當時として考え得る唯 の方策だったのである。

臣は、 葬を避けた理 ここまでをまとめておくと、 この時點で皇統が武宗系に定まる保證がなかったことも指摘しておきたい 皇太后に追尊された韋氏を、 由は 17 くつか考えられ、 生母韋氏が穆宗の配座を得 穆宗の陵墓に改葬することはせず、 奏狀のように二つの陵を開けることを忌んだこともあるだろうが、 たのは、 子の武宗が即位 太廟の廟室に配耐することを提案した。 した直後であった。 武宗 0 改

參照されるべくもなかった。 は、 あったことにある。 力をもち、 唐代では憲宗朝 その中で、韋氏配祔が叶った最大の要因は、 ⑥敬宗⑦文宗® 皇太子がそのまま即位できるとも限らなかった。事實、文宗は敬宗の子を立太子しており、 より 武宗 當然なが 儲 ついず 貳の空位が目立ちはじめ、 5 'n の血筋が今後の大唐の大統となるのか、 他の對象者たるべき二太后が存命のこの時點で、 敬宗の生母恭僖皇太后王氏と文宗の生母貞獻皇太后蕭氏が 武宗自身がそうであったように、 明確に見通すことは不可能 睿宗朝 宦官が皇位繼 **の**二 一后 配耐 にであ 承 に大きな は この 前 例として 命

余從周墓誌にみえる恭僖派の存在

昭襄王 周墓誌」) 宣懿皇太后 が がそれである。 斑を探ることができる。 !越王勾踐の子孫を顧余侯に封じた後、その季子が余氏を名乘ったという。 のその後 反に關 誌主の余從周は、 しては、 「唐故朝議郎行尚書刑部員外郎會稽余公夫人河南方氏合祔墓誌銘」 兩 『唐書』 字を廣魯とい の 禮儀志も詳細を傳えない 4 その先祖は會稽の人である。 が、 武宗を繼 その後裔は南朝をへて、唐に入っ いだ宣宗朝 余氏 0 由 一來は古 0 (以下簡稱 ある墓誌

式を持つ。その中に、

以下のような部分がある。

ど、「宦學不絕」の家であった。 て多少衰微したとはいえ、 曾祖父の余琰は大理評事、 母は杭州餘杭縣の縣丞洪如筠の女で、 祖父の余庭は饒州司戸參軍、 誌主余從周はその長子であった。 父の余憑は蘇州吳縣尉となるな

墓誌の敍は、 彼は大中五 (八五二) 年八月癸卯 **余從周の葬送に訪れたかつての同僚たちが彼とのエピソードトークを順に語ってゆくという獨特の** (4 日 に四十六歳で卒去しており、文林郎守尚書都官員外郎の權寔が撰したこの

同爲博士者曰、 同に博士たりし者曰く、「君は直學士たりし時、 又た屬で懿安太后崩ず。 以て之に代へんと欲す。 無不協當。 初、 「君爲直學士時、 宣懿太后已祔穆宗廟室、 君以爲へらく、古より已に入りて復び出だすの文無しと。遂に衆議を敗る」と。 君は禮儀を詳定し、當に協はざる無し。 已拜博士。 已に博士を拜す。屬で上は南郊に事有り、又た屬で恭僖太后將に祔廟せんとし 屬上有事于南郊、 既而議者欲以恭僖代之。君以爲自古無已入復出之文。遂敗衆議」。 初め、宣懿太后已に穆宗の廟室に耐し、 又屬恭僖太后將祔廟、 又屬懿安太后崩。 既にして議者、

居たことが見える。 その中で余從周が詳定した禮儀は 伴う耐廟 前例は するや、穆宗廟室に宣懿皇太后 余從周が太常博士を拜したころ、武宗による南郊祭祀 無い」として衆議を論破したというのである。 (同五月)、さらには穆宗の生母懿安皇太后の崩御(大中二(八四八)年五月)などで、禮官は大忙しであった。 それに對し太常博士余從周は (武宗生母) が配祔されているにも關わらず、その配座を恭僖に代えようとする者が 「無不協當」と稱されたという。この史料からは、恭僖皇太后 「いにしえより、 つまり、一度太廟に祭られたものは、 (會昌五 (八四五) 年正月) ひとたび廟に入れたものを復び出すなどとい や、 敬宗の生母恭僖皇太后 後世の都合で廟から出 (敬宗生母) が崩御

されたことは 昭成を別廟に出す議論が出なかったことも頷ける ないというのであ る。 この認識 があったとすれ ば 開 元二十一 (七三三) 年に肅 明皇后倂 袝 が 行 なわ

n

抑 御とほ 考えにくく、 また、 えていたのは武宗本人の力のみであったことを窺い 3ぼ同 詩 これは宣宗卽位後に、 に起こったこうした動きからは、 (武宗生母) か ?ら恭僖 (敬宗生母) 武宗嫌いの宣宗に希旨した連中が やはり宣懿皇太后 の配座變更の 知ることができよう。 議論 が、 の配祔に反對する勢力の存在と、そうした勢力を 起こしたものであろうと考えられる。 病甚だし 4) 晩 年 Ó 武宗 Ó 前 で行 な ゎ 'n 武宗: たとは

第二節 憲宗廟室への配祔

宣宗のエゴイズム

翌日から開始されたらしい。 句當せしむべし」という趣旨の詔を發し、光王李怡を「皇太叔」として後繼指名し、 からは延英殿 「皇子沖幼なれば、 よ惡化し、 武宗は最期まで太子を立てることなく、會昌五(八四五)年の暮れから病に伏した。翌 唐室の土德にあやかろうと諱を「瀍」から「炎」に改めている。その甲斐もなく、 での 御前會議 須く賢徳を選ぶべし。 も開かれなくなり、 武宗はその後、 光王怡をば立てて皇太叔と爲し、 甲子 宰臣の謁見の要請も許可されなくなった。三月に入ると症狀 (23日) に三十三年の生 涯を閉じた 名を忱に更め、 所 淵謂る (八四六) 年正月乙卯 應る軍 權句當 辛酉 國 軍 0 20 日 阈 政 政 事 事 は は 13 日 が

侍 徳裕を荊南節 つ てい 月丁卯 た道士を排除した上で、 26 日 度使に飛ばし、 に即位した宣宗は、 工 部尚書の薛 五月乙巳 四月辛未 (5日) 元賞・ (1日) より聽政を開始した。 に大赦して、 京兆少尹の |薛元龜兄弟などの李德裕派 會昌の廢佛でやりこめられた佛教勢力にも懷柔策を 彼はまず、 を 武宗朝のワ 掃 した。 ンマ さらに武 ・ン宰 宗に 相

廟

に大きな問題を引き起こすこととなった。郭氏の最期は宋敏求

『五朝實錄』

に、

は太皇太后、 示すなど、 (母:懿安皇后郭氏) と宣宗 武宗朝の政策を全面的に否定する政策を打ち出した。これと同時に、 鄭氏は皇太后としていずれも存命であった。 (母:孝明皇后鄭氏) とは憲宗を父とする異母兄弟にあたり、 しかし、この宣宗朝に郭太皇太后が崩御したことが、 生母の鄭氏を皇太后に尊んでい 宣宗即位の時點で郭氏 る。 太

上纂位、 五月戊寅、 五月戊寅(20日)、太皇太后疾に寢したるを以て、 以憲宗遇弑 以太皇太后寢疾、權不聽政、宰臣帥百寮問太后起居。己卯、 頗疑后在黨中、 至是、 權に聽政せず。宰臣は百寮を帥ゐて太后の起居を問ふ。 暴得疾崩、 位を纂ぎ、憲宗の弑に遇ふを以て、 帝之志也 復問起居、下遺令。是日、太后崩。 己卯 21 日 、 復た起

居を問ふに、

遺令を下す。

是の日、

初め、

上

暴かに疾を得て崩ずるは、

帝の志なり 太后崩ず。

(『資治通鑑考異』

卷二四八引

頗る后の黨中に在るを疑ふ。

是に

している。 とあり、 宣宗は郭氏を所謂る「元和の逆黨」 さらに、『東觀奏記』では と見なしており、 にわかに郭氏が亡くなったのは宣宗の意志であると

持之、 英察孝果、 憲宗皇帝晏駕之夕、 即聞於上、 且懷慚懼。 上大怒。 上雖幼、 時居興慶宮、 其夕、 頗記其事、 太后暴崩、 旦 追恨光陵商臣之酷。 與二侍兒同升勤政樓、 上志也 即位後、 依衡而望、 誅除惡黨無漏 便欲殞於樓下、 網者。 時郭· 欲成上過。 太后無恙 左右急 以上

憲宗皇帝晏駕の夕、上、幼きと雖も、 頗る其の事を記へ、追って光陵商臣の酷を恨む。 即位の後、 惡黨を誅除すること網に漏る

以下のように、

上疏した。

衡に依りて望み、 る者無し。 時に郭太后恙無く、 便ち樓下に殞ちんと欲し、 上の英察孝果を以て、 上過を成さんと欲す。 且く慚懼を懷く。 左右急やかに之を持し、 時に興慶宮に居り、 卽ち上に聞するに、上大いに怒る H 二侍兒と同に勤政樓に升り、

其の夕、 太后暴かに崩するは、 上が志なり。

> (『東觀奏記』 - 卷上)

という。 上奏した禮官の王皞であった。 郭氏を憲宗に配祔したくないのは明らかである。 憲宗 の死に郭氏が關与したの 宣宗と宰相の白敏中はその上奏に激怒して、 か 郭氏の死に宣宗が手を下したの そのあおりを受けたのが郭氏を憲宗の室に配祔すべきことを か 王皞を詰責したが、 は措くとして、 宣 景の 王皞 個 は毅然として 人的 1.感情

①郭太后是憲宗春宮時元妃、 可以暗昧之事黜合配之禮 汾陽王孫、 迨事順宗爲新婦。 ②憲宗厭代之夜、 事出闇昧、 ③母天下歷五朝、 不

③天下に母たること五朝を歴たるに、 ①郭太后は是れ憲宗の春宮時の元妃にして、汾陽王の孫、 暗昧の事を以て合配の禮を黜くべからず。 順宗に事ふるに迨びて新婦と爲す。 ②憲宗厭代の夜、 事は闇味 に出づ。

(『東觀奏記』 卷上)

郭太后は憲宗が皇太子のみぎりに娶られた元妃であり、 汾陽王郭 子儀 の孫 でもある。

1

2 3 Ŧī. 憲宗が亡くなった夜のことは、闇昧うちに起こったことである。 朝にわたり天下に母儀を示した方を、 そんな理由 一で合配の禮を黜けてはならな

ے の三點から声を荒らげて猛然と抗議したのである。 王皞はこの件が祟って、 翌日、 潤 州 の句容縣令に貶されてし

V

まった。

れた。彼女が「天下に母たること五朝を歴たり」と稱される所以である。これほどの明白な差異がありながら、郭遲らせたにすぎない。その後も郭氏は、穆宗朝には、皇太后として、敬宗・文宗・武宗朝には太皇太后として尊ば 宗は後宮に多くの愛妾がおり、 されたが、 (正室)」として納れられ、 (八一三) 年には、皇后册立の機運が髙まり、百官より再三立后を上表されるにいたる。この立后は憲宗により却下 王皞が指摘するように、 籍沒により掖庭に入れられて、郭氏の侍兒となった鄭氏である。出自に限らず、郭氏は廣陵王時代の憲宗に の功臣郭子儀の孫にして、母は代宗の第四女という毛並みたぐい稀な郭氏と、方や浙西の李錡の妾であった者 その理· 曲も 「歲暮」であるためとか、 憲宗卽位後は、 郭氏(穆宗生母)と鄭氏(宣宗生母)には決定的な身分の差がある。方や玄・肅・代 郭氏が皇后位についた後、嬖幸を容認しないことを憂慮して、册拜のタイミングを 元和元 (八〇六) 年に貴妃 來年は「子午之忌」があるなどというものであった。その實 (内官正一品) に立てられている。 さらに元

懿宗朝の郭太后配祔と鄭太后の處遇

氏の配祔が實現しなかった理由は宣宗のエゴとしか言いようがない。

君主としての彼の姿勢が、 0 宣宗については、『通鑑』のように「小太宗」と稱讚するものと、『新唐書』のように「察を以て明と爲」した苛 君主であるとする相反する二つの評價が存在する。 北宋以降の君主獨裁制への萌芽となったことは先行研究の指摘する通りであろう。 聽政制度の改革によって黨爭と宦官の兩者を抑えた獨裁的

山陵禮 前節 |儀使の大任を仰せつかった宰相令狐綯が王皞を判官として必要としたのである。 に見た宣宗 0 エゴ による懿安皇太后非配祔の被害者王皞は、 宣宗の崩御 0 直後に中央に呼び戻されてい 王皞は懿宗朝におい る

憲宗廟室への配

翤

にお

1/2

て、

宣宗がア

正

論を述べる禮官を飛ばしてまで郭氏の配祔を拒んだという流

れは

檢討官 からじつに四十五年、 こに復職 再び郭氏を憲宗に配祔すべきことを上奏、 ようやく憲宗は禮制上の妻を得たのである 咸通六 (八六五) 年 正月それを實現し う い る。 憲宗 0

省は、 が、 と文宗生母の貞獻皇太后蕭氏が崩御した際にも、 后 る。 ® は起こらなかったらしい。 これもまた、 と呼ばれ すでに憲宗室の配座が確定したのちのことであり、 の 「懿安郭后は、 年の暮 てい ħ 先帝に誰を配祔するかについて、 た恭僖皇太后王氏が崩御した時 宣宗の生母鄭氏が崩御 憲宗の元妃なれば、 なお、 會昌五 Ļ (八四五) 年正月庚申 太廟に配食す。 翌年五月には景陵の側に葬られ、 Ŕ 穆宗廟室の配座をめぐる議論は見當たらない。 今上の意向が極めて強く影響していたことを示してよう。 宣宗朝の大中元 エゴを通そうとする宣宗も亡きこの時 鄭后、 (12 日) に、 側室なれば、 (八四七) 敬宗生母で、居宮の名を冠して「義安太 年四月己酉 別廟に耐す 神 主 は別 廟 Ú 記が 15 E 禮なり」 され これをめぐる奏議 に 逆説的にでは た。 積慶太后」こ と評し これ を胡

廟升祔で意識される正號皇后

皇后に準ずる存在としての郭氏 の優越が確固としてあったことを物語 つ てい る

配 元 袻 時代を溯って、このことを見れば、 七一〇 妃として迎えた一 の對象者は當然章后となるはずであったが、 年六月壬午 人目 (2日) に不審死を遂げた中宗を、 0 嫡妻趙氏を祔葬することにした。 睿宗復辟の直後におこなわれた中宗廟室へ 大逆の韋后を祔葬することを問題 十一月己酉 しかし、 (2 日) 趙氏 に定陵 この墓所 の がもまた、 視した朝廷は、 耐廟もそうである。 に葬った故事を援用して、 へ葬った。 その この 在 中 時 處 一宗が から 祔 睿宗 知 英王時 n 葬 お な ょ 唐

そこで、太常博士彭景直の

上言により、

『漢書』

郊祀志に載る黄帝の衣冠を橋山

皇后

の緯衣を形代として陵所の寢宮に招魂し、

の右に列べて、夷衾でそれを覆って祔葬したのであった。大逆で殺され庶人とされたにもかかわらず韋后が

衣を魂輿に置き、

太牢を用いて告祭したのち、

寢宮に遷して、

中宗

配の

えられよう。 あろうその上奏や論議の過程を、 祔」よりも正號皇后にして嫡妻でもある肅明皇后を太廟に配祔していないことの方を問題視した結果であったと考 方便として理解できる。 である。 氏が妾ということになる。 に册立され 13 補として最初に言及されていることから、 ま一度、睿宗の二后の履歴を確認しても(29頁【表1】参照)、二人の生前の相違點は、 開元四年の昭成皇后配祔時における陳貞節の 開元二十一年の太廟論議の史料がほとんどない理由も、 竇氏 (玄宗生母) それから十六年が經過し、開元二十一年に肅明皇后の倂祔が持ち上がったのは、「二后配 つまり、 は徳妃となったという點のみである。そこから考えれば、 玄宗自身が揉み消したことさえ、考え得るのではないだろうか 玄宗は妾であった生母を、嫡妻を差し置いて太廟に配祔せんと横車を押したの 配祔の候補としてまず正號皇后が想定されていたことが窺える 「每室一帝一后」 玄宗の恣意的な判斷を批判する形となったで の奏議は、 肅明皇后配祔を阻止するため 明らか 睿宗卽位時に、 に劉 氏 海療, 劉氏は皇 竇

ある狀態になかっ しようとする情況が發生しなかった。すなわち、それぞれの廟議のタイミングにおいて、 ここまで見てきたように、 が守られたのである たのである。 唐代後半期には、 そのため、多后配耐は議論の俎上にすらあがらなかった。 既に配耐された后妃が いる狀態で今上が自身の生 その結果として、「一帝 祀るべき死者が二人以上 母を追 して配耐

(1) 穆宗室・憲宗室 先帝の室に誰を配祔するかには、 一いずれ の議 論 にお いても共 皇帝の意向が強く反映されたこと。 通することは

- (2) しかし、 せざるを得ない情況もあったこと。 皇帝の一存ですべてを確定できたわけではなく、 家臣間 に異論を遺したり、 太皇太后 「の權威を拜
- 3 正號皇后、 さらに、余從周墓誌に見たように、 が行なうこととなり、 あるいはそれと同等の待遇を受けた者は、 禮にもとるとされたこと。 一度配座が確定すると、 必ず配食されるべきとの認識があったこと。 それを變更することは祖宗の匹 配を子孫

(4)

されたのはそのような偶然の結果に過ぎなかったのである。 なったわけだが、それ以降は偶然にも多后配祔を生み出す情況が生じなかった。 である。このような認識があったればこそ、開元二十一年に昭成皇后に加えて肅明皇后も睿宗に倂祔されることに 唐代後半期において、 **祔廟における「一帝一后」はどのように認識されてい** 唐代後半期に「一帝一后_ たのであろうか が

第三章 唐代後半期における「一帝一后」 の認識

北宋における多后配祔について、 南宋の朱熹は次のように批判して

然庶母無係於先君之禮。 三后並 復び之を議する者有ること無し。 三后並びに配すは、 配 自本朝真廟 本朝眞廟より始む。 始。 如左傳書 其初、 古人は子を以て貴しと雖も、然れども庶母は先君の禮に係る無し。 議者皆以歸咎於錢惟演 「僖公成風」、晉書「簡文太后」、皆以係於其子、 其の初め、 議する者は皆な以て咎を錢惟演に歸するも、 後既習見爲常、 亦無復 有議之者矣。 而別制廟以祀之 後既に習見して常と爲 左傳に書す 古人雖以子貴 「僖公成風」、晉 亦た

書の 「簡文太后」 の如く、 皆な以て其の子に係りて、 別に廟を制り以て之を祀る。

(『朱子語類』卷一二八、

月に、 る。この時の議論は『宋會要輯稿』禮十五之二七~二八に遺されているが、これには、唐の元和七(八一二)年十一 用されていた。そこで本章では、宋代に多后配祔の根據となった韋公肅の議論を見ながら、唐代後半期における「一 朱熹の述べるように、 徳宗朝の宰相として名高い鄭餘慶が家廟を建てるに際して、太常博士の章公肅が提出した意見がそっくり引 北宋における多后配祔は真宗景徳元 (一〇〇四) 年に薨去した明徳李皇后の太廟升祔 に始ま

二節 章公肅の奏議にみえる「前娶後繼」と「一帝一后」のはざま 一后」の認識を探ってゆきたい

た。唐代の家廟に關する史料を確認すると、ここでも二后ならぬ二夫人問題が起きていたことがわかる。 「一帝一后」の原則は、より一般化すれは一夫一婦ということとなり、各家の家廟においてもその原則は守られ

議を奏請した。これに太常博士の韋公肅は以下のように答えた。 の神主を祭ろうとした。 『唐會要』卷十九、百官家廟條によれば、元和七(八一二)年十一月、鄭餘慶が私廟を建立するに際し、四代の先祖 しかし、 先祖の廟に二人の夫人があり、 配祔しても良いものか不安を懷き、 太常禮院

古者、一娶九女、所以于廟無二嫡。 自秦漢以下、 不行此禮、 遂有再娶之說。 前娶後繼、 並是正嫡、 則偕祔之義

于禮無嫌

古者、一娶九女、 廟に于いて二嫡無き所以なり。秦漢より以下、 此の禮を行はず、 遂に再娶の說有り。 前に娶り後に繼ぎ、

本朝

· 法 制 及。

に是 れ正嫡なれば、 則ち偕に耐すの義、 禮に于い いて嫌ふ無し。

しかしは 正室も繼室も嫡妻とする「再娶の說」 娶九 女 の 禮 が あ Ď ゆえに廟にも嫡妻が二人いるようなことはなかった。 がある。 それゆえ共に耐すことは、

禮制

上問題ない、

とした上で、

その

秦漢以來これは行な

わ

前例

を列舉する

之爭競、 之議、 禮、 謹 于祖姑、 按 歿不可貶。 不得不同。 晉驃騎大將軍 今無所施矣。 祖姑有三人、 自後諸儒、 至于卿士之家寢、 一溫嶠、 則各祔舅之所生。如其禮意、三人皆夫人也。秦漢以來、諸侯不復 古之繼室、 咸用舒議。 相繼有三妻、 皆滕妾也、 祭亦二妻、 且嫡繼于古則有殊制、 疑並爲夫人。 今之繼室、 位同几席、 以問太學博士陳舒、 並嫡妻也、 豈廟享之禮、 于今則無異等。 不宜援古一娶九女之制也、 而有異乎。是知古者廟無不嫡、 議以妻雖先歿、 今王公再娶、 無非禮 娶九女、 榮辱並 而使子孫祭享不 聘 隨夫也 既生娶以 所 防姪 낈 詂

再娶し、 らず。 席を同にするに、 其れ禮意の如くんば、三人皆な夫人なり。 以へらく妻は先に歿すと雖も、 謹んで按ずるに、 自後の諸儒 禮聘に非ざること無く、 晉の驃騎大將軍溫嶠、 豈に廟享の禮、 咸な舒の議を用ふ。 榮辱並びに夫に隨ふなり。禮として祖姑を祔し、 而も異有らんや。是れ古を知る者は廟に嫡ならざる無く、 耐配の議! 且つ嫡繼は古に于いては則ち制を殊にする有り、 相繼いで三妻有り、 秦漢以來、 同じからざるを得ざる所以なり。 諸侯復た一娶九女せず、 疑ふらくは並びに夫人と爲す。 既に生きて娶るに正禮を以てし、 卿士の家寢に至りては、 祖姑に三人有れば、 今に於いては則ち異等無し。 姪娣の爭競を防ぐも、 以て太學博士陳舒に問 則ち各〜舅の所生を祔す 祭すら亦た二妻、 歿して貶すべ ふに、 施すとこ 位は几 王公

る。

つづいて、問答形式での個別事例の檢討に入る。

ろ無し。 古の繼室、皆な滕妾なり、今の繼室、 並びに嫡妻なり、宜しく古の一娶九女の制を援して、 子孫をして祭享すること及

ばざらしむべからず。

娶九女の制」を今の繼室に援用して子孫が祭祀をしないようなことがあってはならないというのがここの趣旨であ けることを否定したのである。すなわち、古の繼室は「滕妾」であるが、今の繼室は「嫡妻」であるから、古の「一 ても榮辱は夫に隨うものであり、嫡室・繼室については、「今に於いては則ち異等無し」として、その兩者に差を設 ここに引かれるのは、晉の溫嶠の三人の妻の處遇をめぐる陳舒の奏議である。陳舒の說に據れば、妻は夫に先立っ

入魯公之廟、明矣。又武公生仲子、 或曰、「春秋聲子不入魯侯之廟、如之何」。謹按魯惠公元妃垂壬卒、繼室以聲子、聲子之姪娣、 則仲子歸于魯、生桓公而惠公薨、 立宮而奉之、追成父志、 非正也、自不合 別爲宮也。 尋求

禮意、

則當然矣

仲子を生み、則ち仲子は魯に歸し、桓公を生みて惠公薨ず。宮を立てて之を奉じ、父志を追成し、別に宮を爲すなり。 を繼ぐに聲子を以てし、聲子の姪娣、正に非ざるなり、自から合に魯公の廟に入るるべからざること、明らかなり。 或ひと曰く、「『春秋』に聲子、魯侯の廟に入れず、之を如何せん」と。謹んで按ずるに魯惠公の元妃は壬に垂んとして卒し、室 又た武公は 禮意を尋

魯の聲子 (隱公の生母) が魯の惠公の廟に入らなかった例については、『左傳』の傳文に照らして聲子が惠公の正妻

求すれば、則ち當然なり

を營んでいることを舉げて、惠公へ配祔されなかったことを禮意に照らして當然としている。 でないことを示し、 惠公に祔されなかったことは當然であるとしている。 また、 仲子 (桓公の生母) につい ても別

氏 「未見前例如之何」。 一夫人並耐、 肅明皇后劉氏、 于禮爲宜 謹按、 故太師顏魯公祖廟有夫人殷氏、 魯 晉) 南昌府君廟有荀氏、 繼夫人柳氏。 薛氏、 景帝有夏侯氏・羊氏。 其流甚多、 不可悉數。 聖朝睿宗廟有昭成皇后竇 略稽禮文、 參諸: 故事

ず。 宗廟に昭成皇后竇氏・肅明皇后劉氏有り、故太師顏魯公祖廟に夫人殷氏・繼夫人柳氏有り。 「未だ前例を見ざること之を如何せん」。 略ぼ禮文に稽 諸を故事に參するに、二夫人並びに祔すは、 謹んで按ずるに晉の南昌府君廟に荀氏・薛氏有り、 禮に于いて宜しきと爲す。 其の流甚だ多く、悉くは數ふべから 景帝に夏侯氏・羊氏有り。 ٤ 聖 朝の

冒頭 た前例がないことをどうすべきかというのである。 0 「未見前例如之何」 の部分は恐らく前出の 「或ひと曰く」の二つ目 これについても韋公肅は四つの前例を示している。 1の間 1/2 か けであろう。 二夫人を宗廟

- (1) 晉の南昌府君廟 の荀氏 · 薛氏®
- (2) 景帝の景懷皇后夏侯氏・景獻皇后羊氏

(3)

睿宗の

昭

成皇后實氏

肅明

皇后

- (4) 顔魯公の祖廟の夫人殷氏・繼夫人柳氏 ®
- こうした故事に照らしても、 二夫人配祔 は何ら間 題ない ものとして理解されてい
- 嚴密にいえば、二夫人配祔は正室と繼室間に差を設けないという話であって、ここに嫡妻と生母にあたる睿宗 る

てくる

纂に關わる人物であり、

二后配祔を舉げるのは筋違い なのだが、これを主導した韋公肅は 『開元禮』 以降の禮文をまとめた は 高 い® 『禮閣新 禮

彼が當時の禮官のイニシアチブを取っていた可能性は

的なものではなかった。むしろ前娶後繼についてはともに配祔することが「禮なり」と是認されていたことが見え このように、唐代後半期において「每室一帝一后」あるい は 「一夫一婦」 という認識はあるもの Ó それ は 絕

第二節 大順元年の三后配饗論議にみえる「一帝一后」 認識のゆらぎ

下の歴代神主を太廟の廟庭に集めて盛大におこなわれた。 われる。 太廟では四季の孟月と十二月臘日に行われる「四時」、三年に一度の「給」、五年に一度の このうち、 小祭である「四時」 は宗廟の各室で個別におこなわれるが、「禘」・「祫」などの殷祭は、 が帰っている。 の祭祀が おこな

の神主も太廟で祔享しようとしたのである。これを非とした太常博士殷盈孫の獻議が うことはなかった。 に置かれることとなったもので、年間の小祭や祫・禘も別廟で祭祀を行なっており、 奏請があった。ここにいう三太后とは、孝明太皇太后鄭氏(宣宗生母)・恭僖皇太后王氏 (文宗生母)という、「故有りて當に太廟に入るべからざる」ものたちであった。彼女らは當時の禮官が建議して別廟 唐末昭宗朝の大順元(八九〇)年は禘祭の年にあたり、そこで有司から三太后の神主を太廟で祔饗しましょうと しかし、 黄巢の亂を經て舊章が散失したこの時期、 太常禮院は 『曲臺禮』に依據して、三太后 神主を太廟に入れるなどとい 『舊唐書』 (敬宗生母)・貞獻皇太后蕭氏 禮儀志に遺されて

1/2

. る

編

別 曲 禘祭升享太廟 亦題爲太后、 **僖別立廟、** 貞獻二太后、 當遷袝、 有 立廟 本室 臺禮云、 昭 德之比。 故創 帝方在位、 是懿宗 其 別 別廟、 皆穆宗之后。 並 前主直題云皇太后、 廟 昭成・ 祖 與恭僖義同。 皇后、 不可也 母 故皇后暫立別廟耳。本是太廟合食之祖、 當爲太廟合食之主、 肅明之崩也、 故題其主爲太皇太后。 禘給於太廟、 恭僖、 孝明、 明其終安別廟、 會昌四. 睿宗在位。 咸通五年作 **耐於祖姑之下」**。 故禘給乃奉以 年造神主、 與恭僖・貞獻亦同、 元獻之崩也、 神 不入太廟故也。 主 合祔穆宗廟室。 入饗。 此乃皇后先崩、 合祔憲宗廟室。 其神主但題云 故禘給乃升、 玄宗在位。 帝在位、 貞獻太后、 時穆宗廟已祔武宗母宣 已造; 憲宗廟 昭德之崩也、 后先作神主之例。 太廟未有位、 「某諡皇后」、 神主、 大中元年作神主、 已祔穆宗之母 夫在帝位、 肅宗在位。 故祔祖姑之下。 明其後太廟有 懿安皇后、 ||懿皇后神主 今以別廟太后神 如昭 立 別 四后於太廟 成 廟 故孝明 本室、 肅 故爲恭 其神 明 元

に在ら 年に神主を作り は 耐すべきも、帝方に位に在らんとするが、 ば乃ち奉じて以て入饗す。 曲臺禮に云ふ、 太廟に未だ位有らざるが故に祖姑の下に祔すなり。 徳の崩ずるや、 直だ題 昭成 穆宗廟室に合祔せんとす。 して皇太后と云ひ 肅宗位に在り。 肅 別廟の皇后は、 別廟を立て、 三明・元獻・昭德の比の如きなり。 其 明 、れ神主は但だ題して「某諡皇后」と云ふ、 其の神主も亦た題して太后と爲す、 其の終に別廟に安んじ、 四后は太廟に於いて未だ本室有らず、 太廟に禘祫し、 時に穆宗廟已に武宗の母宣懿皇后の神主を祔す、 故に皇后暫く別廟を立つのみ。本より是れ太廟合食の祖なるが故に禘祫せば乃ち升し、 祖姑の下に祔す」と。 昭成 今、 太廟に入らざること明らかなるが故なり。 恭僖・貞獻 ・肅明の崩ずるや、 並びに恭僖の義と同じうす。 二太后、 故に別廟を創り、 此れ乃ち皇后先んじて崩じ、 其の後に太廟に本室有ること明らかなれば、 皆な穆宗の后 睿宗位に在り。 故に恭僖の爲めに別に廟を立て、 當に太廟合食の主たるべし、 恭僖は、 元獻の崩ずるや、 孝明は、 貞獻太后は 會昌四 已に神主を造り、 咸通五 玄宗位に在 大中元 四 (八六四) 四 即ち當に遷 故に締給 其 夫 0 四七 帝 昭

廟

の太后の神主を以て、

締祭するに太廟 に升享するは、

一の不可なり。

なれば、 神主を作り、 故に其の主に題して太皇太后と爲す。 憲宗の廟室に合祔せんとす。 憲宗廟已に穆宗の母懿安皇后を祔す、 恭僖・貞獻と亦た同じく、 帝の位に在りて、 故に孝明も亦た別に廟を立つ、 后先に神主を作るの例なり。 是れ懿宗の 袓 別 N

0 れている。 ていることは共通しているが、將來太廟に入ることは想定されておらず、それ故「皇太后」と題された神主を造ら とが想定されているため 后妃のことで、太廟に夫君の廟室がまだないために仕方なく別廟に祭られているものの、後に太廟に配座を得るこ ·根據としてこれを持ち出してきたわけである。 を率爾に讀 が殷盈孫の批判の要點である。 つ 目の批 つまり、 めば、 判點は、 『曲臺禮』 別廟の皇后は太廟にて禘や祫を行なうかに見える。 『曲臺禮』 「皇后」と題された神主を作られている者たちである。 0 の 「別廟皇后」 「別廟皇后、 とは情況が異なる。 禘祫於太廟、 しかし、ここにいう「別廟の皇后」とは、 祔於祖姑之下」という記載 それ故、 そのため太常禮院は三太后神主の太廟 これを適用することは誤りであるとい 一方、三太后は、 の解釋に 皇帝存命 つい 別 爾に安置され 中に薨去した てである。

曲 .臺禮別廟皇后禘祫於太廟儀注云、「內常侍奉別廟皇后神主、 然後以神主升」。 今即須奏云 「某諡太皇太后」。 且太廟中皇后神主二十一室、今忽以太皇太后入列於昭 入置於廟庭赤黃褥位。 奏云『某諡皇后禘祫祔享太

二不可也

『某諡皇后禘祫祔享太廟』と、 『曲臺禮』 別廟皇后太廟に禘祫すの儀注に云ふ、 然る後 神主を以て升す」と。 「內常侍は別廟皇后の神主を奉じて、 今、 卽ち須く奏して「某諡太皇太后」と云ふべし。 入りて廟庭の赤黄褥位に置 且つ太廟中の 奏して云く

皇后の神主は二十一室。 今、 忽として太皇太后を以て昭穆に入列するは、二の不可なり。

后」と奏さねばならない。 つまた太廟中にはすでに二十一體もの皇后の神主があり、 するに祔して太廟に享らん」と奏言するシーンの規定についてである。これを三太后に適用する場合、「○○太皇太 二つ目は、 『曲臺禮』 の儀注にみえる別廟から皇后の神主を捧げもってくる際、 つまり、 神主に題された諡とは異なる呼稱を用いることを問題視しているのである。 にわかに太皇太后を昭穆の序列に組み込むことはできな 宦官が甲髙い聲で「○○皇后、

若但云「某諡皇后」、卽與所題都異、神何依憑。此三不可:

ことを批判している。

若し但だ「某諡皇后」とのみ云はば、 即ち題するところと都て異なり、 神何ぞ依憑せん。 此れ三の不可なり。

して憑依できようか。これを三つ目の問題としている。 さりながら儀注通りに 「某諡皇后」と呼ばわった場合、 それは神主に題されたものと異なるため、その神がどう

おいて、 であるものの、 ここでの議論は「皇后」の神主と「太后」の神主とを明確に分け、 別 廟 にあった皇太后の神主を秩序づけることの難儀を説くのである。 時の宰臣の出した結論はこうであった。 皇帝と皇后の神主が列べられる太廟の禘 太常博士殷盈孫の指摘は至極眞 祭に つ當

宰相孔緯日、 「博士之言是也。 昨禮院所奏儀注、 今已勅下、大祭日迫、不可遽改、且依行之」。於是遂以三太后

て未だ正されず

祔給太廟。 達禮者譏其大謬、至今未正。

らず、且く依りて之を行なはん」と。是に於いて遂に三太后を以て太廟に祔祫す。禮に達する者は其の大謬を譏るも、今に至り 宰相の孔緯日く、 「博士の言、 是なり。 昨に禮院の奏するところの儀注、 今已に勅下り、 大祭の日迫りたれば、 遽かに改むべか

れるほどに「一帝一后」認識の絕對性が揺らいでいたことの證左でもある。 などという理由で敢行できてしまったことを意味しており、その程度の理由が、 いう理由で禮院の案がそのまま實行されたのである。これは、本來の禮に悖る三太后神主の太廟祔禘を、 このように、「每室一帝一后」の原則や認識は、唐代末期において必ずしも絕對的なものではなく、 つまり、謬りであることを認識していながら、「大祭の期日が迫っており、にわかに改訂することはできない」と 當時の 「一帝一后」 その背景には 認識に優先さ 召切迫

黄巢の亂などによる舊章の散佚も少なからず影響していたらしい。

おわりに 北宋の多后配祔の展開

た。 れた。玄宗しかり、武宗しかり、間接的にではあるが宣宗が郭氏祔廟を拒絕したのもまたしかりである。 さりながら、 皇后不立が常態化した唐代後半期、 李德裕の奏狀から見える禮制上の問題を絕無としない表現や、太皇太后の慈旨を奉ずるという特殊な制詔スタ 皇帝の一存がすべてまかり通ったわけでもなく、 先帝の廟室にどの后妃を配祔するかをめぐっては、今上の意向が強く反 宰臣・禮官はそれぞれの立場から諫言を述べてき

イルも、 これ 派の存在が見られることもそれを示していた。 を暗に示してい る。 また、 宣宗朝の の余從周墓誌にも、 宣懿皇太后に代 わって恭僖皇太后 を配 祔

なれば、 しも絕對的なものではなかった。 第三章で見たように、 則ち偕に祔すの義、 玄宗朝の禮官陳貞節の奏議に見える 禮に于いて嫌ふ無し」との言辭からも明らかである。 それは家廟での二夫人を是認した韋公肅の 「每室一 帝 后 「前に娶り後に繼ぎ、 の 認 識 は、 唐代後半 並びに是れ 崩 に お 4) て必ず

が 配祔しないことが問題となり、「一帝二后」となってしまうことよりも、 れた可能性が 見られることなどから考えると、 すなわち、 そして、史料に乏しい開元二十一年の肅明皇后倂祔の舞台裏については、「正號皇后」 本稿の指摘するところは以下の四點に集約することができる。 髙 67 同樣に、郭太皇太后の配祔を主張した王皞の抗疏に、 嫡妻は必ず配祔され るべきという認識が存在したことがうかがえる。 嫡妻を別廟に置きつづけることが 郭氏を實質的な皇后と看做してい である肅明 79皇后 を睿宗室 る描寫 題

①配祔する后妃は今上皇帝の強い意向に左右される。

②繼室は嫡妻として配祔することが容認され

てい

正號皇后は必ず配祔されるべきという認識があった。

(3)

〕一たび太廟に配祔した皇后の神主は外に出さない。

これらをもとに、 北宋眞宗朝における太宗廟室の多后 配附 0) 流 れを見てみよう。

みた 太平興國元 "曲臺禮 年に は 别 (九七六) 蘭 に あらわれた に神 主を祭ってい 年に太宗が卽位すると、 「別廟皇后」 る。 これは太宗存 そのものである。 卽位前に亡くなっていた尹氏を淑徳皇后に、 命の あ 髙祖李淵が後添えを取らなかった故事により、 61 だは配祔すべき廟室が ない ことに起因 符氏を懿徳皇后 第 繼室を に追尊

てい

. る

立てなかった唐室とは異なり、 ており、 皇后符氏を太宗室に配祔した 至道三(九九七)年、太宗が崩御する。このとき、 真宗卽位とともに皇太后に追尊されている。 (「一帝一后」)。 雍熙元 (九八四) 真宗の生母にあたる李賢妃は太平興國二(九七七)年にすでに亡くなっ 年、 正號皇后であった李氏は存命であったため、真宗は別廟 太宗は繼室として李氏を立后する。 紛らわしいが正號皇后であった李氏も同時に皇太后に尊ばれ

態となり、ついに元豐六(一〇八五)年、后廟の神主のすべてが太廟に入れられることとなった。 (一〇三三) 年に奉慈殿を造立するなどの施策が打ち出されるものの、 ともできなくなってすべての皇后を祭ることとなった。こののち、眞宗の廟室を 「一帝一后」にするために明道二 こうして、 て、大中祥符六(一〇一三)年には、眞宗生母の李皇太后も太宗室に升祔されるにいたった(「一帝三后」①今上の意向)。 を太宗室に配耐 景徳元 (二〇〇四) 年、皇太后の李氏 繼室を皇后に立ててゆくことで、必然的に正號皇后も多く存在することとなり、そこに優劣をつけるこ (③正號皇后配祔の原則)、懿德皇后もそのまま太宗室に留められた(「一帝二后」④神主不出 (明德皇后) が崩御すると、同三 (一〇〇六) 年には正號皇后であった明 慶曆五(一〇四五)年には眞宗廟も多后配 の原則)。 ?德皇后 祔

后配祔の議論もさらに整理が必要ではあるが、それらは稿を改めて論じることとしたい。 の二后配祔の援用ではなく、繼室を正室と同等に配祔するという韋公肅の奏議が強く影響していることが見えた。 唐代の皇后祔廟から抽出した四つの特徴から多后配祔への動きを見れば、 こうした唐から北宋への變化を語るとき、 狹間にあたる五代についても論及すべきであるし、 多后配耐という現象の 根底には 北宋の多

【年表1】北宋 太祖~神宗 宗廟に關する略年表

Apa II. In		中衣11111	Lanta - white	PHONE	220 FW.
年號	西曆	ことがら	太廟の配座	別廟	祠殿
顯德 5	958年	賀氏病歿。→王氏繼室となる。			
建隆元	960年	8月、王氏を皇后に册立。	僖祖=文懿		
		9月、四親廟建立に際し、文懿、	順祖=惠明		
		惠明、簡穆皇后を追尊、各帝に配	翼祖=簡穆		
7.34.047 0	201 5	食。	宣祖		
建隆 2	961年	6月、皇太后崩御。	宣祖=明憲		
		9月、明憲皇太后を安陵へ			
7111/4 2	0.02 /15	11月、明憲皇后を祔廟。			truct
建隆 3	962 年	貝氏を皇后に迫导。 →陵に設けられた祠殿に祀る。			賀氏
乾德元	963 年	王氏崩御。孝明と諡す。		孝明	
乾德 2	964年	2月、賀氏に孝惠と諡す。		孝明	
华公165 2	904	4月、賀氏を安陵西北に葬り、神		孝惠	
		主は別廟へ。		7-75	
開寶元	968年	2月、宋氏を皇后に册立。			
開寶 8	975年	9月、太祖崩御。			
	- / -	太宗夫人符氏、殁。			
太平興國元	976年	11 月、太宗夫人尹氏を淑德皇后・			
		符氏を懿徳皇后に追尊。			
太平興國 2	977年	5月、太祖を祔廟。	太祖=孝明	淑德	
	-	→孝明皇后王氏を配食。		懿德	
		→太宗の淑徳皇后尹氏・懿徳皇后			
		符氏を別廟へ。			
至道元	995 年	宋氏崩御。孝章と諡す。			
至道3	997年	3月、太宗崩御。	太宗=懿德		
		11月、太宗祔廟。			
		→懿徳皇后を太宗に配食。			
景徳元	1004年	10月、明徳皇后を太宗に配食	太宗=懿德 =明德		
景徳 4	1007年	7月、莊穆皇后を別廟へ		莊穆	
1 -1 -24 66	/re	→莊懷皇后の上位に置く。	I de debete umote		
大中祥符 6	1013年	7月、元徳皇后に關する廟議。	太宗=懿徳 =明徳		
乾興元	1022 年	10月、元徳皇后を太宗に配食 10月、眞宗祔廟。	=元德 眞宗=莊穆		
松興兀	1022 平	10 月、呉示州朝。 →莊穆皇后を配食。	與示=壯慘		
明道 2	1033 年	10月、奉慈殿の造営。		莊獻明肅	
·97/E 2	1033 4	→眞宗の后妃を祀る。		莊懿 etc	
慶暦 5	1045 年	10月、奉慈殿の神主のうち、莊獻	真宗=莊穆	ALDO CIC	
SCIE J	1015 7	明肅・莊懿皇后を眞宗に配食。	= 莊獻明肅		
			=莊懿		
元豐 6	1083 年	后廟の神主をすべて太廟へ	太祖=孝明		
			=孝惠		
			=孝章		
			太宗=懿德		
			=明德		
			=元德		
			=淑德		
			真宗=莊穆		
			= 莊獻明肅		
			= 莊懿		
			=章懷		

(大修館書店、

注

- 1 王位の正統性をめぐる歴史』(臨川書店、二〇一六年)にわかりやすくまとめられている。 金子修一『中國古代皇帝祭祀の研究』(岩波書店、二〇〇六年)、宗廟制度の基礎的な內容は、 矢木毅 「韓國の世界遺産 宗廟
- 2 宗廟の基本構造や禮經に見える事項の基礎的整理は、 諸橋轍次『支那の家族制』(大修館書店、一九四○年→『諸橋轍次著作集』
- 3 卷四 二〇一四年)第四章第三節「一帝一后形式的打破 山內弘一「北宋時代の太廟」(『上智史學』三五、一九九○年)、朱溢『事邦國之神祇:唐至北宋吉禮變遷研究』(上海古籍出 一九七五年)所收)に詳しい。
- るという處遇の差異も讀み取れる。 **六室睿宗廟に二后配祔がなされていたことが特に注記されている。さらに、** 『通典』所引の代宗の喪葬儀禮儀注「大唐元陵儀注」 耐祭條に「第六室〈室有二后、 昭成(玄宗生母)が肅明 昭成於前、 肅明於後。 (睿宗嫡妻) \cdot ٤ より前に置かれ 代宗朝の 大廟第
- (5) 猪俣貴幸「皇后祔廟攷初探」『立命館東洋史學』三八、二〇一五年
- 6 込んでおらず、朱溢の前掲注①論考も、この點の細かい分析を缺いている 院、二〇〇二年。所收)はこのことを最初に指摘したものであるが、「一帝一后」が保持された事實を述べるのみで、背景には踏み 新城理惠「唐宋期の皇后・皇太后:太廟制度と皇后」(野口鐵郎先生古稀記念論集刊行委員會編 『中華世界の歴史的展開』 汲古書
- 7 『資治通鑑』卷二〇五、 長壽二年正月條

戸婢團兒爲太后所寵信、有憾於皇嗣、乃譖皇嗣妃劉氏・德妃寶氏爲厭呪。 莫知所在。 ……皇嗣畏忤旨、 不敢言、 居太后前、 容止自如。 團兒復欲害皇嗣、 癸巳、 妃與德妃朝太后於嘉豫殿、 有言其情於太后者、 既退、 太后乃殺團兒 同時殺之、

·通鑑考異』所引劉子玄『太上皇實錄 韋團兒諂佞多端、 天后尤所信任。

(8) 『舊唐書』卷七、睿宗本紀、 景雲二年正月條 欲私於上而拒焉、 怨望、 遂作桐人潛埋於二 一妃院內、 譖殺之、 又矯制按問上。

乙丑、追尊皇后劉氏爲肅明皇后、墓曰惠陵。德妃竇氏爲昭成皇后、墓曰靖陵

『資治通鑑』卷二一〇、睿宗景雲二年正月條

追立妃劉氏日肅明皇后、 陵曰惠陵。 德妃竇氏曰昭成皇后: 陵日靖 陵 皆招魂葬於東都城 南 立. 廟京師、 號儀坤廟

(10)

"舊唐書』

卷二五

禮儀志五、

時又追尊昭成・肅明二皇后、於親仁里別置儀坤廟、四時享祭。

(11) る 永知晃「『晉書斠注』 宣太后廟をめぐる廟議は、『晉書』卷三二、 『晉書』后妃傳の解釋については、 卷三十二 列傳第二 赤羽奈津子・猪俣貴幸・尾関圭信・織田めぐみ・小野響・川見健人・末川洸介・千 后妃下 簡文宣鄭太后傳に徐邈の奏議が、 譯註稿」『東洋史苑』九二・九三、二〇二一年に示した。 『宋書』 卷五五、 臧燾傳に臧燾の奏議が遺され なお、宣太后廟 田豊 0 成

⑫ 『舊唐書』卷九五、睿宗諸子、讓皇帝憲傳

に

ついては、

別稿の準備がある。

可 時將建儲貳、 雍州牧・揚州大都督・太子太師, 副 君。 睿宗嘉成器之意、 若失其宜、 以隆基有社稷大功、 以成器嫡長、 海內失望、 乃許之。玄宗又以成器嫡長、 非社稷之福。 而玄宗有討平韋氏之功、意久不定。成器辭曰、 人神僉屬、 別加實封二千戶。 臣今敢以死請」。累日涕泣固讓、 由是朕前懇讓、 再抗表固讓、 賜物五千段・細馬二十匹・奴婢十房・甲第一 言在必行。 睿宗不許。 天下至公、 言甚切至。 「儲副者、 乃下制曰、 誠不可奪。 時諸王·公卿亦言平王有社稷大功、 天下之公器、 「左衞大將軍、 爰符立季之典、 區・良田三十頃」。 時平則先嫡長、 宋王成器、 庶協從人之願 朕之元子、 國難 削歸 儲

『資治通鑑』卷二一一、玄宗開元五年正月條

(13)

崇絹 几 海爲家、 災異爲戒 正月癸卯、 一百匹。 陛下以關中不稔幸東都、 己酉、 太廟四室壞、 願且停車駕」。 上行享禮於太極殿、 上素服避正殿。 又問姚崇、 百司供已備、 令姚崇五日一 對日、 時 上將幸東都 太廟屋材、 不可失信。 朝 仍 但應遷神主於太極殿 皆苻堅時物、 以問宋璟·蘇頲 入閣供奉、 恩禮更厚、 歲久杇腐而壞、 對日、 有大政輒訪焉。 更脩太廟、 「陛下三年之制未終、 適與行期相會、 如期自行耳」。 右散騎常侍褚無量上言 何足異也。 遽爾行幸、 上大喜、 從之。 且王者以 恐未契天

文帝富有天下、遷都之日、豈取苻氏舊材以立太廟乎。 此特諛臣之言耳 願陛下克謹天戒、 訥忠諫、 遠諂諛」。 上弗聽

(14) 『資治通鑑』卷二一一、玄宗開元五年十月條

以爲然、 立別廟。中宗既升新廟、睿宗乃祔髙宗、何嘗躋居中宗之以。 躋之於兄上乎。若以兄弟同昭、 十月癸酉、伊闕人孫平子上言、「春秋譏魯躋僖公。今遷中宗於別廟而祀睿宗、 以爲、「七代之廟、 故議久不決。蘇獻、頲之從祖兄也、 不數兄弟。 則不應山兄置於別廟。 殷代或兄弟四人相繼爲君、 故頲右之。卒從禮官議 願下群臣博議、遷中宗入廟」。事下禮官、太常博士陳貞節・馮宗・蘇獻 而平子引躋僖公爲證、 若數以爲代、則無祖禰之祭矣。今睿宗之室當亞髙宗、 平子論之不已、 正與魯同。兄臣於弟、 誣罔聖朝、 謫爲康州都城尉 漸不可長」。 猶不可躋、 時論多是平子、上亦 況弟臣於兄、 故爲中宗特 可

『舊唐書』卷八、玄宗本紀、 開元二十一年條

·舊唐書』卷二五、禮儀志、

(15)

二十一年春正月……乙巳、 遷祔肅明皇后神主于廟、 毀儀坤廟

二十一年、玄宗又特令遷肅明皇后神主祔於睿宗之室、仍以舊儀坤廟爲肅明觀

肅明觀という道觀となったことが

『長安志』卷八、

親仁坊に見える

(16)

儀坤廟の殿宇はその後、

西南隅、 而肅明留於此。 咸宜女冠觀。 開元二十一年、 〈睿宗在藩之第。 肅明皇后亦祔入太廟、 明皇升極於此。 開元初、 遂爲肅明道士觀。 置昭成・肅明二皇后廟、 寳應元年、 咸宜公主入道、 謂之儀神廟。 睿宗升遐、 與太真觀換名焉 昭成遷入太

17 『資治通鑑』 勿預朝政 宦官欲請郭太后臨朝稱制、太后曰、「昔武后稱制、幾危社稷。我家世守忠義、 卷二四三、 何患國家不安。 穆宗長慶四年正月條

正號皇后」とは、 果徇其請、 敬宗即位于太極東序 臣請先帥諸子納官爵歸田里」。太后泣曰、「祖考之慶、鍾於吾兄」。是夕、上崩于寢殿。 自古豈有女子爲天下主而能致唐虞之理乎」。取制書手裂之。太后兄太常卿釗聞有是議、 癸酉、 以李逢吉攝冢宰。 密上牋曰、 丙

非武氏之比也。太子雖少、

但得賢宰相輔之、

卿

畫

生前に皇后册立を受けて正式に皇后の位に卽いたものを言い、 死後の追尊によって皇后號を贈られた 追尊皇

(18)

后」と區別するために用いられる

『新唐書』卷七七、 妃已亡、追册爲皇太后、上尊謚、 后妃傳、 宣懿皇后韋氏

た制ということになる

(19)

- 20 『唐會要』卷十六、廟議下では「其年六月」とあり、 又封后二女弟爲夫人。 冒頭の「載誕之日」が武宗の誕生日とすると、「六月十一日」以降に出され
- **(21)** 讀・傍線・囲み字などの加筆は筆者による。 以下、李德裕の文書は傅璇琮・周建國校箋 『李德裕文集校箋』 (河北教育出版社、 二〇〇〇年) 所載の校定テキストを 苚 旬
- 22 できなかった。筆者としては、この「承慶」 宦官の名前であるとする。たしかに「欽義」は當時の內樞密使の名として確認できるが、「承慶」は筆者の管見の限り史料上に確認 この「附欽義承慶口奏」 江湖の批正を俟ちたい。 について、 傅璇琮ほか先行研究は が 「宣懿皇太后祔廟制」 「前者附欽義・承慶口奏」と句讀して「欽義」と 冒頭の 「承顏之慶」 を指している可能性を含めてこのように 「承慶」 がそれぞれ
- 23 拓本の寫真は (上海古籍出版社) 『洛陽出土歴代墓誌輯繩』(中國社會科學出版社、一九九一年)六八二頁を參照。 一九九二年)二二九五一二二九六頁にも見える 錄文は周紹良 下
- (24) 余從周墓誌

釋しておき、

書省著作佐郎。 君諱從周、字廣魯、其先會稽人。 以虛澹自居 軒裳稍衰、 然亦宦學不絕。君之曾祖諱琰、 著作娶洪氏、 獨享年不淑、 實杭州餘杭丞如筠之女、 年四十有六 秦昭襄封勾踐之後爲顧余侯、 仕爲大理評事。 因君贈宣城太君。 祖諱庭、 侯之季子因命受氏。 仕爲饒州司戶參軍。 君著作之長子也。 其後在南朝間、 氣端而和、 父諱憑、 名爵相繼 **仕爲蘇州吳縣尉**、 心清而廣、 逮有唐武德已來 進以恭儉自處 因君贈秘

25 詔 武宗末期の改名については『會昌一品集』卷三「仁聖文武章天成功大孝皇帝改名制」に詳しく、『唐大詔令集』 「三月十二日」とする 卷五 「武宗改名

乃避之。 王者照臨萬寓、名豈尚於難知、 況我國家運昌土德、 豈可以王氣勝於君名。 敬順五行、 理宜避於勝伏。 所以憲宗繼明之初、 徴諸前史、 實已捨水、 義實炳然。 必有冥數、 昔炎漢之興、 叶於禎祥。 洛傍去水、 漢宣帝柔服北夷、 所都名號 弘 猫

26 甲子(33日)に遺詔として出されたものとするが、發詔について『通鑑考異』に引く『武宗實錄』が「壬戌(21日)」、『宣宗實錄 武宗による宣宗の後繼指名は、『唐大詔令集』卷十二「武宗遺詔」にその內容が記されることから、『舊唐書』本紀などでは三月 「辛酉 (20日)」とし、『文武兩朝獻替記』 宜改名爲炎。 功德之盛、 仍令所司擇日、分命宰臣告天地宗廟。 **侔於周宣**、 御曆十年、 が 乃從美稱。 「自正月十三日後至三月二十日更不開延英」としていることから 朕遠惟大漢之事、 其舊名、 中外表章不得更有回避。 近稟聖祖之謀、 爰擇嘉名、 布告遐邇、 式遵令典、 咸使聞知。 21日には光王 敬承天意、 主者施

②『東觀奏記』卷

權句當軍國政事」

が始まったと見られる

敏中廳問其事、 黜合配之禮」。敏中怒甚、 懿安郭太后既崩、 皞曰、「郭太后是憲宗春宮時元妃、 皞益不撓。 喪服許如故事。禮院檢討官王皞抗疏、 **皞聲益厲。宰臣將會食、** 墀以手加額於皞、 汾陽王孫、 賞其孤直。 周墀駐敏中廳門以俟同食。 迨事順宗爲新婦。 請后合葬景陵、 翌日、 皞貶潤州句容令、 憲宗厭代之夜、事出闇昧、 配享憲宗廟室。 敏中傳語墀、「正爲一書生惱亂、 墀亦免相 疏旣入、 母天下歷五朝、 上大怒。 宰臣白敏中召皞詰其 但乞先之」。 不可以暗昧之事

② 『舊唐書』卷五二、后妃下、憲宗懿安皇后郭氏傳

昇平之類是也。 碑」に「右、 敢違」。還之。薨元和時、 曖家皆有磑、 昭懿公主、 第六子。年十餘歲、尚代宗第四女昇平公主、時昇平年亦與曖相類」とある。 昇平公主については、『舊唐書』 、〉」とある。 〈集本作壻。〉 崔貴妃所生。 丐留、 昭懿公主碑、 なお、 已失其本義矣。今、 帝曰、「吾爲蒼生、若可爲諸戚唱」。卽日毀、 以公主之因以爲名。 本誌編輯委員會より 始封升平。下嫁郭曖。大曆末、寰內民訴涇水爲磑壅不得溉田、 贈虢國、 孟簡撰。 卷五二、后妃傳には 賜謚。 此碑乃云諱昇平公主、 皇甫鏄書。公主代宗女也。 穆宗立、復贈封。」とある。 爾後世號某國公主者、雖實不以國公爲主、而名猶不失其義。 「唐故虢國大長昭懿公主墓誌銘」に「第二女」とあるという指摘を受けたが、 「代宗長女」とあるが、 字昇平公主〈集本無此五字。〉斯莫可曉也。 號昇平公主、 由是廢者八十所。憲宗卽位、獻女伎、帝曰、「太上皇不受獻 「昭懿公主」については、 嫁郭氏。 『新唐書』卷八三、諸帝公主、代宗十八女には 『舊唐書』 公主之號、 卷一二〇、 京兆尹黎幹以請、 歐陽脩『集古錄』卷八「唐昭懿公主 自漢以來、 郭子儀傳附郭曖傳に 唐世始别擇佳名 治平元年八月八日書。 詔撤磑以水與民。 始有謂天子之女。 以加之、 拓片の寫 時主及 〈右眞 子儀

眞は公開されておらず、 筆者はそれの眞贋を確認できていないため、 『舊唐書』 に依據して 「第四女」としておく。

29 『舊唐書』卷五二、 后妃下、 憲宗孝明皇后鄭氏傳

憲宗孝明皇后鄭氏、 宣宗之母也。 蓋內職御女之列、 舊史殘缺、 未見族姓所出・入宮之由

東觀奏記』

-

祭別廟 爲郭太后侍兒。 孝明鄭太后、 潤州人也、 憲宗皇帝愛而幸之、生宣宗皇帝、 本姓朱氏。 李錡據浙西反、 爲母天下十四年。 相者言於錡曰、 「朱氏有奇相、 懿宗卽位、 尊爲太皇太后。 當生天子」。 錡取致於家。 又七年、 崩。 錡旣死、 以郭太后配享、 後入掖庭 出

(30) 唐代後半期の內官制度については、 拙稿「玄宗朝の內官制度改革と則天武后_ (『唐代史研究』二四、 二〇二一年)を參

(31) この翌年の干支は甲午。 「子午之忌」については『唐會要』卷八三、嫁婚に

とあり、 建中元年十一月十六日敕、「……今時俗以子卯午酉年、 子・午・卯・酉年には婚姻を避ける風習は魏晉南北朝時代から史料上に見える 謂之當梁、其年娶婦、 舅姑不相見、 蓋禮無所據、

亦請禁斷」。

(32) 資治通鑑。卷二四三、 『資治通鑑』卷二四一、 穆宗長慶四年二月條「己亥、 憲宗元和十五年閏正月條「乙卯、 尊郭太后爲太皇太后 尊郭貴妃爲皇太后

『舊唐書』卷五二、后妃下、憲宗懿安皇后郭氏傳

「母儀天下」などの皇后像については、 文宗孝而謙謹、 太母之尊、 既而宣宗繼統、 人君行子孫之禮、 奉祖母有禮、 即后之諸子也、恩禮愈異於前朝。大中年崩於興慶宮、 福壽隆貴、 膳羞珍果、 石井和志「漢代「天下の母」考」(『立命館東洋史學』四五、二〇二一年。)を参照 蠻夷奇貢、獻郊廟之後、 四十餘年、 雖漢之馬・鄧、 及三宮而後進御。 無以加焉。 諡曰懿安皇太后、 識者以爲汾陽社稷之功未泯、 武宗卽位、 祔葬於景陵。 以后祖母之尊、 復鍾慶於懿安焉 后歷位七朝 門地素貴、

(34) 唐宣宗朝の聽政」『東洋學報』八三-三、二〇〇一年。) 松本保宣「宣宗朝の聽政:唐代聽政制度の完成」 (同『唐王朝の宮城と御前會議』 晃洋書房、二〇〇六年。 第六章所收 初 出

(35) 『東觀奏記』 卷 33

(37)

36

大中十三年秋八月、 上崩、 宰臣令狐綯爲山陵禮儀使、 奏皞爲判官

『資治通鑑』卷二五〇、 春正月丁巳、 始以懿安皇后配饗憲宗室。時王皞復爲禮院檢討官、 懿宗咸通六年正月條 更申前議 朝廷竟從之。

『資治通鑑』卷二五〇、懿宗咸通六年十二月條

冬十二月壬子、太皇太后鄭氏崩

·資治通鑑』卷二五〇、懿宗咸通七年五月條

五月、葬孝明皇后於景陵之側 主祔別廟。 〈孝明皇后、 宣宗母鄭太后也。 懿安郭后、 憲宗之元妃也、 配食于太廟。 鄭后、 側室

38

漢書』卷二五上、

郊祀志

耐別廟、禮也。〉

其來年冬、上議曰、「古者先振兵釋旅、然後封禪」。 何也」。或對曰、「黃帝以僊上天、羣臣葬其衣冠」。旣至甘泉、爲且用事泰山、 乃遂北巡朔方、 勒兵十餘萬騎、 還祭黃帝冢橋山、 先類祠泰一。 釋兵凉如。 上曰、

39 『舊唐書』卷五一、和思皇后趙氏傳

及中宗崩、將葬于定陵、 太牢告祭、遷衣於寢宮、 「古無招魂葬之禮、不可備棺椁、置轀輬。 舒於御榻之右、覆以夷衾而祔葬焉」。從之。 議者以韋后得罪、 宜據漢書郊祀志葬黃帝衣冠於橋山故事、 不宜祔葬、 於是追諡后爲和思、 莫知瘞所、 以皇后褘衣於陵所寢宮招魂、 行招魂祔葬之禮。 太常博士彭景直上言、 置衣於魂輿、 以

40 宋時代の太廟」(『上智史學』三五、一九九〇年)に詳しい。 北宋における后妃の祭祀・祔廟については、山内弘一「北宋時代の神御殿と景霊宮」(『東方學』七〇、一九八五年)、 山內弘一 北

(4l) 『白虎通』卷九、

兄之子也。娣者何。 無子、百亦無益也。 天子・諸侯、 一娶九女者何。 『王度記』 重國廣繼嗣也。 旦 「天子、 一娶九女」。『春秋公羊傳』 適也者何。 法地有九州、 Ę 承天之施、 「諸侯娶一國、 無所不生也。 則二國往媵之、 娶九女、 亦足以成君施也。 以侄娣從之」。侄者何

女弟也

② 『晉書』卷二十、禮志中、凶禮

爲夫人、若有追贈之命則不論耳」。 夫榮於朝、妻貴於室、 驃騎將軍溫嶠前妻李氏、 禮記『其妻爲夫人而卒、 自秦漢已來、 廢一娶九女之制、 雖先夫沒、榮辱常隨於夫也。禮記曰『妻祔於祖姑、祖姑有三人、則祔其親者』。 在嶠微時便卒。 而後其夫不爲大夫、 嶠傳、 近世無復繼室之禮、 又娶王氏・何氏、 贈王・何二人夫人印綬、不及李氏。 而祔於其妻、 先妻卒則更娶。 並在嶠前死。 則不易牲。 妻卒、而後夫爲大夫、而祔於其妻、 苟生加禮 及嶠薨、 朝廷以問陳舒、 則亡不應貶」。庾蔚之云、 「三人並得爲夫人不」。 如禮、 則以大夫牲』。 「賤時之妻不得 則三人皆爲夫人

④ 『左傳』隱公元年、傳

惠公元妃孟子、孟子卒。繼室以聲子、 公薨。是以隱公立而奉之。 生隱公。 宋武公生仲子。 仲子生而有文在其手、 日爲魯夫人。 故仲子歸于我。 生桓公而

『左傳』隱公三年、傳

穀梁傳』隱公五年九月

九月、考仲子之宮。

考者、

何也。

考者、

成之也。

成之爲夫人也。

禮庶子爲君、

爲其母築宮。

使公子主其祭也。

於子祭、

於孫

夏、 君氏卒。聲子也。 不赴於諸侯、 不反哭于寢、 不耐于姑。 故不曰薨。 不稱夫人。故不言葬、 不書姓。 爲公故、 日君氏

仲子者、惠公之母。隱孫而脩之、非隱也。

44

父にあたる。泰始二年正月に七廟の設置が議論された際、 國之神祇』(上海古籍出版社、 晉」とすべきだろう。 『唐會要』では「晉」を「魯」に作るが、『新唐書』や他の史料では 宣帝 (司馬懿)、 景帝以前の晉室の祖宗に「南昌府君」は見えないが、朱溢はこれを豫章府君司馬量に比定する(朱溢 景帝 二〇一四年。) 二一五頁。)。 (司馬師)、 文帝 (司馬昭) 征西將軍 南昌縣は豫章郡に屬し、 が七廟の對象となった。ただ、荀氏・薛氏という夫人のことは、 (司馬鈞)、豫章府君 「晉」に作る。 かつて豫章太守であった司馬量は司馬懿の曾祖 直後に晉の景帝の話が續くことを考えると、 (司馬量)、 潁川府君 司 「馬儁)、 京兆府 『事邦

④ これは『宋書』卷十七、禮志四に

を含めた史料中に見えず、詳細は不明である

晉咸寧四年、 景獻皇后崩、 晉武帝伯母, 宗廟廢一時之祀、 雖名號尊崇、 粗可依准。 今太子妃至尊正服大功、 非有故之比 既未

詔可

|記さら >)で、景奇)頻宮に見戻ら、全 よう雙方がそられ ごうりでらら。| 山塋、謂烝祠宜廢。尋蔚之等議、指歸不殊、闕烝爲允。過卒哭祔廟、一依常典。|

と見えるもので、景帝の廟室に夏侯氏と羊氏の雙方が祭られた前例である。

46 顏眞卿「唐故秘書省著作郎夔州都督府長史上護軍顏君神道碑(顏勤禮碑)」 不幸遇疾、 傾逝於府之官舍、 既而旋窆於京城東南萬年縣寧安鄉之鳳棲原。 先夫人陳郡殷氏泉柳夫人同合祔焉、

『新唐書』卷十一、禮樂志

47)

來王公士民昏祭喪葬之禮爲『續曲臺禮』三十卷。 郎・脩撰章公肅又錄開元已後禮文、損益爲『禮閣新儀』三十卷。 貞元中、太常禮院脩撰王涇考次歷代郊廟沿革之制及其工歌祝號、 十三年、 而圖其壇屋陟降之序、 太常博士王彥威爲『曲臺新禮』三十卷、 爲 『郊祀録』 十卷。 元和十一年、 又採元和以 秘書

49 48 後漢以來の禘祫の制度的變遷については、 『舊唐書』卷二五、 禮儀志、 前掲注①に示した金子修一の研究に詳しい

母也。貞獻皇太后蕭氏、文宗之母也。三后之崩、皆作神主、有故不當入太廟。當時禮官建議、 大順元年、將行禘祭、有司請以三太后神主祔饗於太廟。三太后者、孝明太皇太后鄭氏、 五年一禘、 皆於本廟行事、無奉神主入太廟之文。至是亂離之後、 舊章散失、禮院憑曲臺禮、 宣宗之母也。 並置別廟、 欲以三太后祔享太廟 恭僖皇太后王氏、 每年五享、

⑩ 山内弘一「北宋時代の太廟」(『上智史學』三五、一九九○年。)参照。

(附記) 本稿は、松本保宣教授が長年にわたり大學院で開講してきた 念も兼ねた本號に掲載すべく、二〇二二年二月十九日の六朝史研究會にて報告し、改稿しました。多くの有益な指摘をいただ いた先生方に、特に識して謝意を表します 『資治通鑑』 唐紀講讀の中で着想を得たものです。 恩師の還暦記

(本學文學研究科東洋史學専修博士課程後期課程